

地域農業経営基盤強化促進計画変更計画案の公告

令和7年3月26日付で公告した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、地域計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができる。

令和7年10月30日

指宿市長 打越 明司



1 縦覧期間

自 令和7年10月30日（木）

至 令和7年11月12日（水）

2 縦覧場所及び意見書提出先

指宿市役所農水商工観光部農政課

指宿市十二町301番地（いぶすき農業支援センター内）

3 意見書の提出について

(1) 提出期限

令和7年11月12日（水）午後5時15分までとする。

(2) 提出方法

直接持参、郵便、ファックス又は電子メールにより提出すること。

ただし、電話での意見は受け付けない。

(3) 提出者

意見を提出できる者は、地域計画の利害関係人とする。

(4) 記載上の注意点

ア 個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。

イ 意見の内容は、地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対するものに限ること。

変更理由書

(1) 指宿市地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更

地域計画は、令和 7 年 3 月 26 日に策定されたが、今回、地域の環境保全及び有効な土地利用のため農地転用等をはじめ、経済事業の変動その他情勢の変化に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

【地域計画区域への追加】

No.	地域計画区域への追加	追加理由
1	指宿市池田字栢山東 4024 番 1 外 13 筆	事業活用のため

【地域計画区域からの除外】

No.	地域計画区域からの除外	除外理由
1	指宿市池田字龍庵 3822 番 1	工場増設のため一部除外